

今後の政府調達に関する取組について

平成 21 年 11 月 27 日
自主的レビュー会合

自主的レビュー会合は、政府調達の自主的措置の実施状況のフォロー・アップ調査及び供給者等からの意見・要望の聴取の結果を踏まえ、今後の政府調達の運営に関する取組についてアクション・プログラム実行推進委員会に以下のように報告する。

1. 調達は一般競争入札が原則であることに十分留意し、例外的に随意契約による場合は、WTO 政府調達に関する協定第 15 条の各事由の適用を一層厳正に行うよう努める。
2. 落札情報の官報公示については、WTO 政府調達に関する協定第 18 条により、落札の決定後 72 日以内に公示を行うところである。調達機関は、落札の決定後、漏れなく速やかに官報掲載を行うよう引き続き努める。
3. 年度当初の調達計画または入札公告について、中止・変更等が生じた場合は、供給者の利便に資するため、漏れなく速やかに官報・ホームページ等において告知するよう引き続き努める。